

栃木市農業委員会総会議事録

令和5年3月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年3月23日（木） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 若色 昭松 | 2 高際 英明 | 3 五十畑節子 | 4 正田 秀雄 |
| 5 長 明美 | 6 小林真理子 | 7 柴 賢一郎 | 8 平本 勲 |
| 10 狐塚 正直 | 12 山崎 幸行 | 13 大谷 朗 | 14 泉田 裕美 |
| 15 川嶋 房代 | 16 川田 久子 | 17 荒川 則夫 | 18 石塚 一彦 |
| 19 大塚 幸八 | 20 佐山 耕基 | | |

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

| | | | |
|-------------|-------|------------|--------|
| 事務局長 | 櫻井 茂 | 次 長 | 高久 完治 |
| 次長補佐兼農地調整係長 | 石川 昌良 | 副主幹兼農委総務係長 | 小松原 雅人 |
| 主 査 | 大出 隆洋 | 主 任 | 越沼 史晴 |
| 主 事 | 田中 翔汰 | | |

会議事件

| | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 非農地証明願について |
| 議案第4号 | 栃木農業振興地域整備計画の変更について |
| 議案第5号 | 栃木農業振興地域整備計画の変更（非農地証明見込地）について |
| 議案第6号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について |
| 議案第7号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について |
| 議案第8号 | 農地法第3条の規定による下限面積（別段面積）の廃止について |
| 議案第9号 | 栃木市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について |
| 議案第10号 | 栃木市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について |
| 報告第4号 | 使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について |
| 報告第5号 | 農地法第5条の規定による許可の報告について |
| 報告第6号 | 農地法第5条の規定による農地転用届出書専決処理の取消報告について |

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年3月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、6番小林真理子委員、7番柴賢一郎委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が10件、使用貸借権の設定が2件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、皆川城内町を中心に米、ネギ等を作付しております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得する

こととなりました。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大光寺町を中心に米、野菜を作付しております。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび贈与により取得することとなりました。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番から5番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。譲受人が同一であるため、一括でご説明いたします。

譲受人は、都賀町大橋及び都賀町深沢において米、麦、野菜を作付している認定農業者です。申請地は以前から譲受人が一体で耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、米、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、都賀町大柿を中心に米、ネギを作付している認定農業者です。譲渡人から土地処分の申出があったことから、経営規模拡大を図るため贈与により取得することとなりました。許可後はネギを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町西水代を中心に米、麦、野菜を作付している認定農業者です。申請地は以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、米、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、藤岡町藤岡を中心に米、野菜を作付しております。譲渡人から土地処分の申出があったことから、経営規模拡大を図るため売買により取得することとなりました。許可後は野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番及び10番については、それぞれの譲渡人が経営移譲年金を受給するための申請です。譲受人が同一であるため、一括でご説明いたします。

申請人は、藤岡町太田及び岩舟町静においてぶどう、野菜を作付しております。現在、9番の譲渡人のみ経営移譲年金を受給しておりますが、新たに10番の譲渡人も経営移譲年金を受給するため、親族間の使用貸借権を設定する申請に至りました。譲受人は、9番の譲渡人の孫、10番の譲渡人の子に当たります。許可後も引き続き、ぶどう、野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、岩舟町静において米、野菜を作付しております。申請地は譲受人の経営農地に隣接していることから、経営規模拡大を図るため申請に至りました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、空き家付属農地の取得のための申請です。

譲受人は東京都三鷹市に居住しておりますが、このたび市の空き家バンクを通して物件を取得し、近接農地の取得のため申請に至りました。申請地では野菜を作付する予定です。

なお、申請地は令和4年10月総会において、空き家に付属した農地として指定されております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上12件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(長委員)

今回の北部調査委員長の5番長です。

今回は私と7番柴委員、14番泉田委員の3名と事務局2名で22日水曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部の申請は、所有権移転の申請が6件ありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状

況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長
南部調査委員長
(平本委員)

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

今回の南部調査委員長の8番平本です。

今回は私と12番山崎委員、13番大谷委員の3名と事務局2名で、20日月曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権の移転が4件、使用貸借権の設定が2件、計6件の申請がありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任

議案書の6ページをご覧ください。

今回は、13件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番は、太陽光発電設備への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。

農地の区分は農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため、許可基準に該当すると考えられます。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、駐車場への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、産業廃棄物の焼却プラントの開発・製造を行う法人です。申請地近くで実験施設として焼却炉を設置し、産廃処理を行いながら焼却炉の研究開発を進めております。従来の従来の1号炉、2号炉に加え、2022年に第3号炉が竣工したことから、搬入待機車両の駐車場が不足することから、駐車場の増設を計画しました。既存駐車場と合わせて約14,600㎡の利用面積となります。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、市内のアパートに家族3人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭であるため、住宅の建築を計画しました。

申請地は令和4年11月に農振除外がされており、農地の区分は土地改良施行地域の第1種農地であります。集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、市内のアパートに夫婦で居住しておりますが、将来の生活を見据え、住宅の建築を計画しました。

申請地は令和4年11月に農振除外がされており、農地の区分は農地の広がり10ha以上の第1種農地であります。集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市有水路に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、隣接する実家に居住しておりますが、結婚し現在の住居では手狭であるため、住宅の建築を計画しました。

農地の区分は農地の広がり方が10ha以上の第1種農地であります
が、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該
当します。取水は上水道、排水は集落排水、雨水は自然浸透です。

なお、申請地の一部にすでに砂利が敷かれております。事業計画者
は、2月に農地転用許可になったと勘違いをして砂利を敷いたとのこ
とです。敷いた砂利については可能な限り宅地に寄せ是正が行われて
おり、事業計画者の始末書が添付されております。スクリーンをご覧
ください。

(写真説明)

大出主査

6番については、農業用倉庫等への転用です。地図は6ページです。
事業計画者は、藤岡町蛭沼を中心に米麦等を作付けする農地所有適
格法人です。経営面積拡大に伴い、収穫物の保管庫などが不足してい
るため農業用倉庫等を整備する計画に至りました。作業効率を考え、
本社付近を検討した結果、今回の申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、農振農用地であります。農用地利用計画において
指定された用途に該当する施設であるため不許可の例外規定に該当
します。なお、用途区分は令和4年8月に農地から農業用施設に変更
されています。取水、排水はなく、雨水は浸透槽処理です。スクリー
ンをご覧ください。

(写真説明)

7番、8番については転用目的が同一であり、近接地であるため一
括してご説明いたします。地図は7ページです。

事業計画者は、建設機械のレンタルなどを主な業とする法人です。
業績好調に伴い、年々従業員を増員した結果、既存の駐車場では足り
ず、現在、既存駐車場などに隙間なく駐車をしている状況です。その
ため、駐車場の確保が急務であり今回計画に至りました。企業の防犯
性と従業員の利便性を考慮し、検討した結果、今回の申請地を選定し
ました。

農地の区分は、7番が農地の広がり方が10ha以上の第1種農地、
8番が農地の広がり方が10ha未満の第2種農地です。どちらも既存
敷地拡張の規定に該当いたします。取水、排水は無く、雨水は自然浸
透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、一般住宅の転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、市外のアパートに家族3人居住しております。子供
の成長に伴い手狭であるため、住宅の建築を計画しました。親の面倒

をみるため、実家近くである今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番、11番及び12番については、事業計画者、転用目的が同一であり、申請地も近接地であるため一括してご説明いたします。地図は9ページ及び10ページです。

10番、11番、12番全て太陽光発電設備への転用です。事業計画者が、太陽光発電設備に取り組むにあたり事業計画地を探していたところ、日射量の豊富な場所で発電効率も良い、申請地を選定いたしました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当いたします。取水、排水はなし。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番については、太陽光発電設備への転用です。事業計画者は、これまでも太陽光発電事業に取り組んでいます。

事業計画者は、太陽光発電設備に取り組むにあたり事業計画地を探していたところ、日射量の豊富な場所で発電効率も良い、申請地を選定いたしました。農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当いたします。

取水、排水はなく、雨水は浸透槽処理です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上13件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

6番、13番の案件については面積が30アールを超えるため、県農業会議の常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することとなります。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

| | |
|-------------------|--|
| 北部調査委員長 (長委員) | <p>今回北部は太陽光発電が1件、駐車場が1件、一般住宅が3件、合計5件の申請がありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。南部調査委員長申し上げます。</p> |
| 南部調査委員長 (平本委員) | <p>今回南部は、農業用倉庫が1件、駐車場が2件、一般住宅が1件、太陽光発電設備が4件の合計8件の申請がありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番について、7番柴委員申し上げます。</p> |
| 柴委員 | <p>7番柴です。</p> <p>事前調査委員の一人として現場を見てきました。代理人から、河川から15mほど離れたところには太陽光設備の設置は困難であるという説明を受けました。それで、河川保全区域内にはパネルを設置しないそうです。別に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>番号2、3番について、1番若色より報告いたします。</p> <p>2番については会社の駐車場です。事務局及び調査委員長の説明のとおりでございます。まわりが山林ですので何ら問題はないかと思っております。3番については、申請地の北側にある家が実家ですので、周辺に問題はないと思います。よろしくお願いいいたします。</p> |
| 議 長 | <p>番号4番について、14番泉田委員申し上げます。</p> |
| 泉田委員 | <p>14番泉田です。</p> <p>4番の案件ですが、現地を確認してまいりましたところ、事務局及び調査委員長の報告のとおりで何ら問題ないと思います。よろしくお願いいいたします。</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 番号5番について、15番川嶋委員お願いします。 |
| 川嶋委員 | 15番川嶋です。 5番の案件について、先日現地確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおりで、特に問題はないかと思えます。よろしくお願いします。 |
| 議 長 | 番号6番について、18番石塚委員お願いします。 |
| 石塚委員 | 18番石塚です。 農業用倉庫ということで許可してよろしいと思えます。よろしくお願いします。 |
| 議 長 | 番号7、8番について、13番大谷委員お願いします。 |
| 大谷委員 | 13番大谷です。 7番、8番について現地調査してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおりです。事業計画者の事業所に隣接しており、特に問題はないと考えます。よろしくお願いします。 |
| 議 長 | 番号9番について、3番五十畑職代お願いします。 |
| 五十畑職代 | 3番五十畑です。 9番の案件につきましては、一般住宅への転用です。調査委員長及び事務局の説明のとおり何も問題ないと思えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。 |
| 議 長 | 番号10番から12番について、20番佐山委員お願いします。 |
| 佐山委員 | 20番佐山です。 この場所は、メガソーラー大規模開発の最後の土地になります。許可は妥当だと思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。 |
| 議 長 | 番号13番について、12番山崎委員お願いします。 |
| 山崎委員 | 12番山崎です。 今回は太陽光発電設備への転用ということで、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。特に問題はないかと思えますので、よろしくお願ひいたします。 |

- 議 長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、6番及び13番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 大出主査 議案書の10ページをご覧ください。
今回は2件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。

1番の案件については、地図は4ページです。
申請地は1筆で、航空写真等より、平成12年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

2番の案件については、地図は12ページです。
申請地は1筆で、航空写真等より、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

以上2件について、いずれの案件も、非農地の証明することはやむを得ないと思われます。
ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

| | |
|-------------------|--|
| 北部調査委員長 (長委員) | <p>今回北部は、1件の申請がありました。</p> <p>20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。南部調査委員長申し上げます。</p> |
| 南部調査委員長 (石塚委員) | <p>今回南部は、1件の申請がありました。</p> <p>20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、14番泉田委員申し上げます。</p> |
| 泉田委員 | <p>14番泉田です。</p> <p>現地を確認してまいりましたところ、農地への復元は困難であり、証明することが妥当であると思われまます。ご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>番号2番について、8番平本委員申し上げます。</p> |
| 平本委員 | <p>8番平本です。</p> <p>調査委員長の報告のとおりでございますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。</p> |
| | <p>次に、議案第4号「栃木農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> |
| 越沼主任 | <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> |
| | <p>今回は4件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。本申出は農用地区域内の農地を転用するにあたって、農用地区域からの除外の申出です。</p> |
| | <p>1番については、駐車場のための申出です。地図は13ページです。計画者は申出地の隣接で行政書士事務所を構えておりますが、従業員の増員により新たな駐車場の確保が必要となり、申出に至りました。除外後の農地区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地で、土地の代替性が無いため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> |
| | <p>2番については、一般住宅建築の為の申出です。地図は14ページです。計画者は市外のアパートに居住しておりますが、子供が生まれる予定があり、実家の近接である今回の申出地に一般住宅の建築を計画しました。除外後の農地区分は、土地改良施行地域内の第1種農地となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> |
| | <p>3番については、一般住宅建築の為の申出です。地図は15ページです。計画者は市外のアパートに居住しておりますが、子供の出生に伴い手狭であるため、実家の近接である今回の申出地に一般住宅の建築を計画しました。除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)</p> |
| | <p>4番については、一般住宅建築の為の申出です。地図は16ページです。事業計画者は、市内のアパートに居住しておりますが、将来のことを考え、妻の実家の近接である今回の申出地に一般住宅の建築を</p> |

計画しました。除外後の農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。いずれも除外後は農地転用の申請がなされるとおもわれます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。

五十畑職代

3番の五十畑です。

今回は、私と若色会長、高際職代の3名と事務局3名で、16日 木曜日、書類審査及び現地調査を行いました。それでは、調査の結果を報告いたします。

今回は、駐車場が1件、一般住宅が3件の合計4件の申出がありました。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第4号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

次に、議案第5号「栃木農業振興地域整備計画の変更（非農地証明見込地）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任

議案書の14ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1 番については、住宅敷地を理由とした申請です。地図は15ページです。

この度、申請地を住宅敷地の一部として利用していることが判明したため、是正の申出です。農振除外3番の案件に関連した是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。除外後は非農地証明の申請がなされると思われる。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 長 ただ今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。

五十畑職代 3番の五十畑です。
今回は、住宅敷地が1件の申出がありました。20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 長 異議なしと認め、議案第5号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。

新規、再設定合わせて182件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

小林委員 6番小林です。
新規就農者をご紹介します。21 ページ54番の借人をご覧ください

い。沼和田在住の方で、来月より栃木市大平町北武井で二う作りを母と2人で始めます。今月10日に面接をして、新たに栃木市の農家の仲間になりました。皆様のサポートをよろしくお願いいたします。併せて、(株)あらかわファームが、新たに農地所有適格法人となりましたのでお知らせいたします。

議 長 他に発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。
県農業振興公社の関する2件4筆、約93aであります。事務局の説明は省略します。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第8号「農地法第3条の規定による下限面積（別段面積）の廃止について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原副主幹 議案書の36ページをご覧ください。下限面積の別段面積の廃止についてです。
下限面積とは3条の許可要件の1つである農地の取得後の経営面積が、原則として50アール以上必要というものです。令和5年4月1日農地法の改正に伴い3条の下限面積が廃止されることになりま

した。

平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を設定することが可能となりました。

栃木市では、平成28年度までは、旧市町ごとに下限面積を設定していたため、別段の面積は設定しておりませんでした。平成29年度以降、区域を細分化して判断し、30アールの別段の面積を設定した地域が栃木、寺尾、藤岡、赤麻、真名子、岩舟、小野寺の7地区です。

農地法の改正に伴いこの告示は自動的に効力を失いますが、平成29年の告示には当然廃止となる日は入っていなかったことから、令和5年3月31日までという文言を明記し、廃止となる旨の告示し周知を図るものです。説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第8号について、原案のとおり廃止することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり廃止することに決定いたしました。
次に、議案第9号「栃木市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

石川補佐 議案書の39ページをご覧ください。
先ほどの議案での説明のとおり、農地法改正により下限面積要件が廃止となるため、それに基づき市農業委員会が定めていた「空き家に付属した農地の下限面積取扱基準」も効力を失うこととなります。そのため、令和5年4月1日から廃止する告示をするものです。
以上、説明を終わります。

議 長 ただ今の説明について、ご意見またはご質問のある方は、挙手をお願いします。
(発言なし)

議 長 発言が無いようですので、採決いたします。
議案第9号について、原案のとおり廃止することにご異議ございま

せんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第9号について、本委員会は原案のとおり廃止することに決定いたしました。

次に、議案第10号「栃木市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原副主幹

議案書の40ページ、41ページになります。

議案第10号についてご説明いたします。41ページをご覧ください。農業委員会は法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。

全国の農業委員会において、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年、法令遵守の申し合わせ決議を行っていただくよう、栃木県農業会議を通じ、全国農業会議所から依頼をされております。

以上のことを踏まえ、栃木市においても議案に記載された事項について、申し合わせの決議をすることをご審議いただくものであります。説明は以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言が無いようですので、採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり決議することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり決議することに決定いたしました。
ここで全員によるご唱和をお願いしたいと思います。
(一同唱和)

議長 次に、日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第7号までを、一括報告とします。事務局の説明は省略します。
報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

議長

発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年3月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 午後3時30分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (小 林)

署名委員 _____ (柴)